

第十二回 参議院 人事委員会 會議 録 第七号

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)午
前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉田 法晴君
理事 杉山 昌作君
千葉 信君

委員 加藤 武徳君
木下 源吉君
森崎 隆君
紅露 みつ君

政府委員 大蔵政務次官 西川甚五郎君

事務局側 常任委員 川島 孝彦君
常任委員 熊登御堂定君
常任委員 熊登御堂定君

本日の會議に付した事件
○国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(吉田法晴君) それでは只今より委員會を開会いたします。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の政府機關等の行政整理によつて退職する職員に対しては、諸般の事情に鑑み、特に退職手当を増額することが適當であると考へられますので、退職手当の支給についての特例を設けるため、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律を改正することとし、この法律案を提出いたしましたのであります。

次に、この法律案による改正の要点を御説明申し上げます。

第一に、今回の行政整理により退職する職員で閣議で定めるものに対する退職手当の額を、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日まで、の間に退職する者に対しては、従来の行政整理の場合の支給額の八割増とし、昭和二十七年四月一日から同年六月三十日までの間に退職する者に対しては、四割増とすることとしてあります。

第二に、今回の行政整理により退職する者のうち機構又は事務の廃止に基づく退職者等特別の事情で昭和二十七年四月一日以後に退職し、且つ、閣議で定めるものに対しては、同年三月三十一日以前の退職者と同様八割増による退職手当を支給し得るようになしたててあります。

第三に、昭和二十七年一月一日以降の退職所得につきましては、所得税法の臨時特例に関する法律によつて所得税が軽減されることとなつておりますが、今回の行政整理に伴う退職者につきましては、昭和二十六年十二月三十一日以前に退職いたしましたも、昭和

二十七年一月一日以降に退職手当の支払を受ける場合には、これについて右の法律による課税の軽減措置の適用を受け得るようになしたててあります。

なお、その他以上申しました点に關連する若干の事項につきまして、規定の整備を行うこととしてあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由並びにその内容の概要であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○千葉信君 この法律案の問題について簡單な御質問を申し上げたいと思ひます。御承知のように一方では定員法の改悪案が今国会に上程されておるわけでありまして、それに附帯してこの退職手当の臨時措置に関する法律案が提案されたわけでありまして、定員法の改悪に關する法律案が若し国会を通過しなかつた場合には、この法律はこれに適用することができないことになると思ふのです。従つてこの法律の決定の必要がないということになるわけでありまして、そういう点から言ひますと、どこまでもこの退職手当の臨時措置に關する法律は、定員法の改悪案の動向如何によつてこの法律を審議するということになると思ふのであります。従つてそういう点から言ひますと、この法律案の結論の出るのには、定員法の動向如何が決定したあとにこの法律を決定するという行き方をするといいことになると思ひますが、政府のほうとしてはそういうふうにお考えになつてこれをお出しになつたのかどうか。

○政府委員(西川甚五郎君) 政府とい

たしましては定員法をこれを御賛成願えるという前提の下に改正を考えた次第であります。

○委員長(吉田法晴君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(吉田法晴君) それでは速記を始め下さい。

それでは質問は次の機会にいたしまして、今日はこれで散会をいたします。

午前十一時四十三分散会

十一月十三日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十五年及昭和二十六年度における」を「国家公務員等に対する」に改め、同條第二項本文中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改め、同項但書中「昭和二十五年及び昭和二十六年度」を「昭和二十七年以前」に改め、同條

第三項中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。

第二條中「昭和二十五年及び昭和二十六年度予算として成立した」を削る。

附則第五項中「第六項及び第七項」を「附則第六項及び第七項」に改め、同項第一号中「退職する者」の下に「(附則第九項第四号に該当する者を除く。)」を加へ、同項第二号中「退職するもの」の下に「(附則第九項第二号又は第四号に該当する者を除く。)」を加へる。

附則第七項中「第五項」を「附則第五項」に改める。

附則第八項中「第三項」を「附則第三項」に改める。

附則第九項を次のように改める。

9 左の各号の一に該当する者で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額については、第四條及び第五條の規定にかかわらず、附則第十項に規定するところによる。

一 行政機關職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第 号)の施行に基く定員又は定数の改廢に伴ひ退職する者であつて昭和二十六年十月五日から昭和二十七年六月三十日までの間において退職するもの

二 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一條に規定する機關の職員並びに裁判所、會計検査院、人事院、法令による公団、日本専売公社、日本国有

鉄道、船舶管理委員会及び閉鎖機関整理委員会の職員のうち前号に規定する定員又は定数の改廃に準ずる事由が生じたことに伴い退職する者であつて、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年六月三十日までの間において退職するもの。

三 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)第二條第六項に規定する国家地方警察の職員又は地方自治法附則第八條に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む。)であつて、これらの法律に基く政令に定める定員が昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間における改正により改廃されることに伴い昭和二十六年十月五日から昭和二十七年六月三十日までの間において退職するもの。

四 前各号の一に該当する者を除く外、昭和二十六年年度予算実行上の要請に因り、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日までの間において退職する者。

10 前項に規定する者に対する一般の退職手当の額は、附則第六項中「前項」とあるのを「附則第九項、附則第七項中「附則第五項」とあるのを「附則第九項」と読み替へて、これらの項の規定により計算した額に、左の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日までの間において退職する者 百分の

百八十

二 昭和二十七年四月一日から同年六月三十日までの間において退職する者 百分の百四十

11 附則第九項第一号から第三号までの一に該当する者であつて、その所属していた機構又はその従事していた事務が昭和二十七年三月三十一日までに廃止される場合において、その職務整理に従事するためその他特別の事情により同年四月一日以後において退職するもの又はこれに準ずる者(附則第九項第一号から第三号までの一に規定する事由により同年四月一日以後において退職する者に限る。)で退職するものは、第四條、第五條及び附則第九項の規定にかかわらず、その者が同年三月三十一日において退職したものとみなして前項の規定により計算した額に、その者の退職の際において第三條の規定により計算した一般の退職手当の額からその者が同年三月三十一日において退職したものとみなして同條の規定により計算した一般の退職手当の額を差し引いた額を加算した額とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前改正後の国家公務員に対する退職手当の臨時措置に関する法律(以下「改正後の法」という。)附則第九項の規定又は附則第三項の規定の適用を受ける者に対し改正前の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定に基き支給された一般の退職手当は、改正後の法附則第九項の規定又は附則第三項の規定に基く一般の退職手当の内払とみなす。

法律(以下「改正前の法」という。)の規定に基き支給された一般の退職手当は、改正後の法附則第九項の規定又は附則第三項の規定に基く一般の退職手当の内払とみなす。

3 改正前の法附則第五項第一号に掲げる者を除く外、事務の廃止に伴い昭和二十六年十月五日前に退職した総理府の職員で閣議で定めらるるものに対する一般の退職手当の額は、改正前の法第四條及び第五條の規定にかかわらず、その者を同法附則第五項に規定する同項第一号に該当する者で閣議で定めらるるものとみなして同法附則第六項及び第七項の規定により計算した額とする。

4 昭和二十六年十二月三十一日以前の退職者が受ける改正後の法附則第九項の規定に基く一般の退職手当のうち昭和二十七年一月一日以後において支払を受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び所得税法の臨時特例に関する法律(昭和二十六年法律第 号)の適用については、同年一月一日以後同年三月三十一日までの支給に係る退職所得とみなす。